

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 期中で増額した役員報酬

Q：当社は、建設業を営む同族会社です。当期は前期より需要が多く、利益が増える見込みです。そこで、臨時株主総会を開催し役員報酬を増額する決議を行い、期首にそ及して増額分を一括して支給することを考えています。こうした場合、一括支給した金額は役員報酬として認められるのでしょうか。

A：法人税法においては、役員に対する報酬は不相当に高額な部分を除き損金の額に算入されますが、退職給与以外の臨時的な給与は役員賞与として損金の額に算入されません。

役員報酬の増額は、株主総会の決議があった後において効力を有するもので、それ以前にさかのぼって増額しても、従前の支給限度額を超える部分の金額は損金の額に算入されません。

しかし、役員報酬の額をそ及して増額改訂した場合でも、定時の株主総会や社員総会その他これに準ずるものにおいて決議され、かつその増額改訂がその決議の日の属する事業年度開始の日以後に行われることになっているときには、その決議に基づいてそ及し報酬の増額分として一括支給される金額は、役員報酬として取り扱われます。

したがって、ご相談のように定時株主総会ではなく、臨時株主総会における決議によって役員報酬を増額し、期首までそ及してその増額部分を一括支給した場合には、その一括支給した金額は役員報酬とは認められず、役員賞与として損金の額に算入されません。

